

第2回協議会における主な議題

- ◆ 各機関・団体における現状の交通安全教育の紹介
- ◆ 現状の交通安全教育の手法等に関する効果検証について（「自転車の交通安全教育の内容等に係る効果検証に向けた検討の方向性（案）」）

主な御意見

【安全教育全般に係るもの】

- 教育手法の検討も必要だが、**まずはライフステージ別に何をどこまで習得させるべきか目標を立てることが先決**であり、その後、その目標を達成するために何を教育する必要があり、そのためにはどのような教育手法が有効であるのかを考えていくべき。
- ガイドラインを策定するに当たっても対象に応じた教育手法等を盛り込んでいくと思うが、この場合も**まずは目的を設定していることが大前提であり、目的の設定と教育手法等の検討の順序が逆転しないよう留意すべき**。
- **年代別の交通事故情勢を分析することが非常に重要**であり、例えば小学生であればどのような種類の交通事故が多いのかそれを防ぐためにはどのような対応力が必要なのか、そしてその対応力を身につけるために保護者や教師がどのように教育する必要があるのかを、順に追って定めていく必要。

【教育手法に係るもの】

- **スケアード・ストレイト方式**による交通安全教育は、成長過程にある生徒に対して、自転車は怖い乗り物といった意識を植え付けかねないことから、**その教育効果について、検証する必要**。
- 例えばパネル等で見通しの悪い交差点を再現し、受講生に見通しの悪さを体験させるといった**参加体験型の教育方法も有効**だと考える。
- 日本の場合、**交通安全教育のための時間を確保すること自体が難しい**ため、**まずは現状の時間枠で教育効果が認められる手法を検討することが先決**。
- 法的要因に係る教育だけではなく、どのような場面で事故に直結する人的要因が発生し、どのようなミスを防ぐ必要があるのかといった観点からも効果検証を行う必要があり、**法的要因と併せて人的要因に係る教育についても行う必要**。
- 受講生の心に響き、行動変容を伴い、効果が持続する教育内容にすべきであることから、効果検証では、受講生の理解の程度まで検証する必要。

➡ **ガイドラインの策定に向け、まずは自転車の交通安全教育の目的やライフステージ別の目標を整理。**

➡ **具体的な教育手法等については、現状の手法等の効果検証^(※)の結果を踏まえながら、上記目的・目標に沿って今後検討を進める。**

(※) 「自転車の交通安全教育の内容等に係る効果検証に向けた検討の方向性（案）」に沿って事務局で実施予定